女性活躍推進法 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立しながら、安心して就業できる職場環境を整備する。
さらに女性が、活躍できる雇用環境づくりを行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

２．内　　容

目標 １．管理職に占める女性労働者の割合 ４０％以上。

目標 ２．有給休暇取得率 ８０％以上。

目標 ３．育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施。

目標 ４．短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現。

目標 ５．非正社員から正社員への転換制度の積極的運用。

医療法人緑光会 野宮病院